

入札説明書

宮崎県が行う自動車の賃貸借及び保守に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様等についての不知又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和6年6月13日

2 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1) 入札に付する業務 | 自動車の賃貸借及び保守 |
| (2) 物品の特質等 | 仕様書による |
| (3) 納入期限 | 令和6年8月1日 |
| (4) 契約期間 | 令和6年8月1日から令和11年7月31日 |
| (5) 納入場所 | 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1561-1
宮崎県林業技術センター 機械庫 |
| (6) 入札方法 | |

(1)の借入物品について入札を実施する。

ア. 入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。

イ. 入札金額は、賃貸借料1月当たりの単価に契約期間月数(60ヶ月)を乗じた金額を記載すること。

ウ. 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約内容の仕様及び数量等

別添仕様書のとおり

4 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下、「本件契約」という。)は長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第6号の規定による契約であり、県は上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本契約を解除するものとする。

ア. 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合。

イ. 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合。

ウ. 本県契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合。

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

5 競争入札に参加するものに必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

ア. 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、サービス（役務の提供）に関する業種、営業種目が「貸貸業務」、種目が「その他」であること。

イ. 納入する物品及び数量を確実に納入できるものであること。

ウ. 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置・設定できると認められる者であること。

エ. 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ. 宮崎県内に本店又は支店（営業所含む）を有する者であること。

カ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の第1項の規定に該当する者でないこと。

キ. 宮崎県知事が定める物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ク. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、または民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(2) この競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式1）に必要書類を添えて次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

なお、入札者は当該書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

ア. 提出期限

令和6年6月27日（木）午後5時必着

イ. 提出場所

宮崎県林業技術センター 管理・林業大学校研修課

郵便番号：883-1101

住 所：宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1561-1

電話番号：0982-66-2888

ウ. 提出方法

持参又は郵送（郵便にあっては書留郵便に限る）

エ. 確認結果

入札日までに通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場 所 宮崎県林業技術センター 管理・林業大学校研修課
郵便番号 883-1101 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1561-1
電話番号 0982-66-2888
- (2) 期 間 令和6年6月13日(木)から令和6年7月1日(月)まで
(午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く)

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場 所 宮崎県林業技術センター 管理・林業大学校研修課
郵便番号 883-1101 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1561-1
電話番号 0982-66-2888
- (2) 期 間 令和6年6月13日(木)から令和6年7月1日(月)まで
(午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く)
- (3) 入札説明会は実施しない。

8 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し質問がある場合には、次により提出するものとする。

ア 提出期間 令和6年6月13日(木)から令和6年6月28日(金) 午後5時必着

イ 提出先 宮崎県林業技術センター 管理・林業大学校研修課

ウ 提出方法 電子メールで提出すること。

林業技術センター代表

E-Mail アドレス : ringyogijutsu-c@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 回答

質問に対する回答は次のとおり行う。

ア 回答方法 個別に電子メールで通知するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、全員へ電子メールで通知する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

9 入札及び開札

(1) 入札及び開札の場所及び日時は次のとおりとする。

ア 場所 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1561-1
宮崎県林業技術センター 小研修室

イ 日時 令和6年7月2日(火) 午後2時から

(2) 入札に参加する者は、入札書（別紙様式2）を下記のとおり提出しなければならない。

(3) 入札書の提出方法は、持参又は郵送で、郵送にあっては書留郵便又はそれと同等の手段に限り、令和6年7月2日（火）午後2時必着とする。

(4) 入札金額は、別添仕様書に記載した一切の諸経費を含めた額とする。

賃貸料は1ヶ月あたりの単価に契約期間月数（60ヶ月）を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式3）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(6) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。

なお、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(8) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消す。

(9) 開札は各入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせて開札を行う。

10 再度入札

(1) 開札をした場合において、落札者がない場合は直ちに再度の入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1回を限度とする。

(3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同じものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」を書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。

(4) 再度の入札を辞退する場合には、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

(5) 再度入札に立ち会わない者がいる場合は、辞退したものとみなす。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとするものが、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証

保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者による競争入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（入札金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 令第167条の5に規定する資格を有する者と契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約を締結する場合において、その者が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む）地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に実行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 入札の無効に関する事項

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。その場合、落札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 当該契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県林業技術センター 管理・林業大学校研修課

郵便番号 883-1101 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1561-1

電話番号 0982-66-2888